

令和7年8月28日

報道発表資料

川崎市（総務企画局・高津区役所）

個人情報等の取扱いに関する個人情報保護委員会からの指導について

令和7年8月6日（水）に公表した高津区役所における「市外転出者に係る母子管理票の紛失について」の事案に対し、同月27日（水）、国の機関である個人情報保護委員会から媒体の管理について文書で指導を受けました。

本市としては、個人情報保護委員会による指導を真摯に受け止め、再発防止に向け、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてまいります。

1 事案の概要

高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課において、多摩区から取り寄せ依頼があった「令和元年度10月出生児の母子管理票」を確認したところ、「市外転出の令和元年7月～12月出生児の母子管理票」を保存している箱を含め、平成26年～令和元年出生児の市外転出分731件の母子管理票を紛失していることが判明したものです（別添報道発表資料参照）。

2 個人情報保護委員会からの指導

（1）指導の名宛人

市長

（2）指導の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が求める保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置のうち、媒体の管理に不備が認められた。

（3）指導の内容

ア 上記（2）の指導の趣旨を踏まえ、法等に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。

イ 本事案について本市が報告した再発防止のための措置（文書廃棄をする際には廃棄年度等を複数人で確認すること等）を確実に実施するとともに、以後、適切に運用し、継続的にその取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 今後の対応

職員一人ひとりが、個人情報は市民の皆様からお預かりした大切なものであるという意識と

責任感を強く持って業務に取り組むよう、情報セキュリティの重要性についての研修等を実施し、保有個人情報の適正な取扱い及び維持管理について周知徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問合せ先

(個人情報保護委員会への報告に関する事)

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当 山口

電話 044-200-3656

(市外転出者に係る母子管理票の紛失に関する事)

高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課 高橋

電話 044-861-3290

市外転出者に係る母子管理票の紛失について

高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課において、多摩区から取り寄せ依頼があった「令和元年度 10 月出生児の母子管理票」を確認したところ、「市外転出の令和元年 7 月～12 月出生児の母子管理票」を保存している箱（以下「保存箱」という。）を含め、平成 26 年～令和元年出生児の市外転出分 731 件の母子管理票を紛失していることが判明したため、御報告いたします。

なお、現時点で個人情報の漏えいは確認されておらず、廃棄年度を迎えた他の保存箱とともに誤って廃棄した可能性が高いものと考えております。

1 母子管理票の取り扱いについて

母子管理票は、妊産婦、乳幼児を正確に把握し、効率的な保健指導を行うために、これを登録管理し、一貫した保健指導及び適切な措置を行うようにするもので、新生児訪問指導票、乳幼児健診診査票等が綴られています。（各帳票に記載されている個人情報は別表参照）

令和 2 年度に全市で統一された母子管理票の保存期間は、児童が就学した年度から 5 年保存であり、令和 2 年度以前の当区での扱いは、市外転出が確認された児童の母子管理票は転出後 5 年を保存期間とし保存していました。

なお、市内への転出の場合は、転出先もしくは転出元で転出が確認された時点で、母子管理票を転出区へ送付しています。

多摩区から母子管理票の取り寄せ依頼があった児童は、令和 2 年度に市外へ転出していたため、市外転出として母子管理票を保存していました。その後、令和 6 年に多摩区へ転入したため、5 歳児健康診査後のフォロー連絡での使用を目的に、当区へ依頼があったものです。

2 経過

令和 7 年 7 月 16 日（水）

多摩区役所から令和元年 10 月出生児 1 件の母子管理票の取り寄せ依頼あり。令和 2 年に当該児が市外転出していたため、職員が市外転出分の保存箱がある倉庫を確認

令和 7 年 7 月 17 日（木）

係長へ当該児の母子管理票がないことの報告あり。令和元年 7 月～12 月に出生し、市外転出した母子管理票保存箱 1 箱が紛失していることが判明

令和 7 年 7 月 17 日（木）～24 日（木）

倉庫や書庫を搜索

令和 7 年 7 月 25 日（金）

課長へ紛失していることの報告があったため、区長まで報告するとともに関係局にも連絡。誤廃棄件数の精査を始める。廃棄年度を迎えていない平成 26 年以降を確認

令和 7 年 7 月 29 日（火）

平成 26 年～令和元年出生児の市外転出分 731 件を紛失していることを確認

3 本事案の原因

母子管理票は、保存箱に保存し、保存期間である就学した年度から5年保存となっておりましたが、保存期間と廃棄年度の記載を複数人で確認していなかったために、廃棄年度を迎えた他の保存箱とともに廃棄した可能性が高いと考えております。

4 区民への影響

母子管理票を保存していた保存箱は施錠される倉庫に格納しており、外部の方が立ち入ることはありません。関係職員には、当該保存箱を持ち出していない旨のヒアリングを行っており、外部に流出した可能性は極めて低く、廃棄年度を迎えた他の母子管理票とともに廃棄（溶解処理）した可能性が高く、二次被害はないものと考えております。また、新生児訪問や乳幼児健康診査の内容は母子健康手帳に転記しており、各子育て家庭が所持していることから、影響はないものと考えております。

5 再発防止策

- (1) 保存箱を保存している倉庫の整理や保存箱を保存する際のルールを課内で周知徹底します。
- (2) 転出分の保存箱に、保存期間と廃棄年度を必ず明記し、複数人で確認します。
- (3) 文書を廃棄する際は、複数人で保存箱の中身と廃棄年度を確認して廃棄します。
- (4) 職員一人ひとりの情報セキュリティに関する意識向上と認識共有を図るため、e ラーニング等の受講や課内ミーティングを定期的に行います。

【問合せ先】

川崎市高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課 高橋
電話 044-861-3290

別	表
---	---

帳票名	項目	
母子管理票	児の氏名・生年月日・性別	A共通項目
	住所・電話番号	
	出生体重・在胎週数・分娩場所	B共通項目
	父の氏名・生年月日	
	母の氏名・生年月日	
新生児訪問指導票	*A・B共通項目と同じ 児出生時・入院時の状況 児の状態の観察 保護者の職業・家族構成 妊娠歴・妊婦の既往歴 妊娠中・分娩・産褥状況 母の体調・授乳・育児環境 訪問時の状況・支援方針	
3－4か月児健康診査診査票 (問診票含む)	*A・B共通項目と同じ 診察所見・発達状況・総合判定 出生状況・既往歴・発達状況 保護者の職業・家族構成 妊娠分娩状況 育児状況・協力者	
1歳6か月児健康診査票 (問診票含む)	*A共通項目と同じ 歯科健診結果・診察所見・総合判定 相談事項・判断及び保健指導 既往歴・予防接種歴・相談事項 発達経過・発達状況・保育者・育児状況	
3歳児健康診査票 (問診票含む)	*A共通項目と同じ 歯科健診結果・診察所見・総合判定 相談事項・判断及び保健指導 既往歴・予防接種歴・相談事項 発達経過・発達状況・保育者・育児状況	
5歳児健康診査診査票	*A・B共通項目と同じ 予防接種歴・診察項目・総合判定 発達状況・育児状況	